

コロナ禍の支援策の活用状況 (歯科会計お客様 262 診療所の状況)

1. 支援策の活用状況

区分	支援策	ポイント	活用数	比率
支援金関係	持続化給付金	診療収入前月比 50%以上減の場合、個人事業 100 万円、医療法人 200 万円の支援金（課税）	76	29.0%
	家賃支援給付金	診療収入前年比 50%以上減の場合、家賃 6 か月分、600 万円限度支援（課税）	52	19.8%
	雇用調整助成金	休業中に従業員の給与支給した場合に支給給与の一部を補填（課税）	66	25.2%
	感染症対応従事者慰労金	医療従事者に慰労金として 5 万円支給（非課税）	253	96.6%
	感染拡大防止支援金	感染防止設備、消耗品等の支出費として 100 万円限度として支給（課税）	239	91.2%
資金関係	日本政策金融公庫	6000 万円、金利補助、保証料無、据置期間有	78	29.8%
	保証協会付融資	28000 万円、金利補助、保証料減免、据置期間有	34	13.0%
	福祉医療機構	1 診療所 4000 万円、金利補助、保証料無、据置期間有	107	40.8%
	民間金融機関	3000 万円、金利補助、保証料有、据置期間有	12	4.6%
	小規模企業共済貸付	掛金の 7 割から 9 割、2000 万円限度、無利子	0	0.0%
	生命保険会社契約者貸付	貸付限度まで、無利子	8	3.1%

2. 今後の注意点

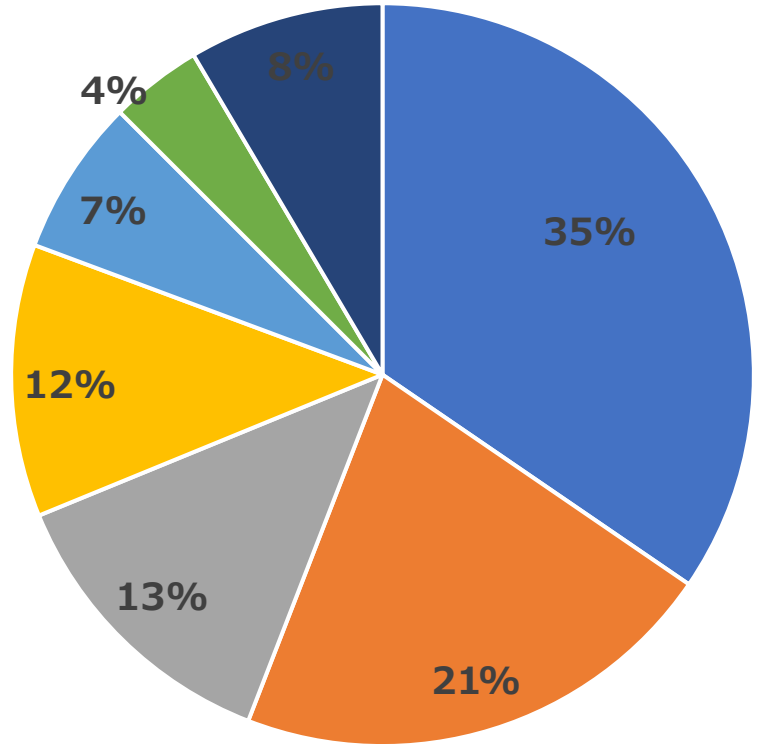
- (1) 支援金関係は対応支出と入金額の課税のバランスを考慮する！
- (2) 支援金のうち感染拡大防止支援金については、確定請求漏れがないように！
- (3) 支援融資金についての支出は通常経費（設備資金以外）とする
- (4) 据置期間経過後の返済金額を計画して資金繰りを検討する
- (5) 資金が安定後は、既存運転資金借入の返済、コロナ借入の返済を検討する

歯科会計

保険診療から自費診療への転換

保険診療点数金額比率

- 歯冠修復及び欠損補綴
- 処 置
- 初 ・ 再 診
- 医学管理等
- 検 査
- 画 像 診 断
- その他



区分	単位：円		
	銀	白い歯 (外注)	白い歯
請求	保険	自費	自費
①診療収入	10,610	40,000	40,000
②診療原価	5,100	14,200	3,600
a.診療材料	1,000	1,000	3,600
b.外注技工料	1,500	13,200	0
c.金属代	2,600	0	0
③=①-②診療粗利益	5,510	25,800	36,400
追加設備	-	-	cad/cam scanner
追加設備費	-	-	13,100,000
月額負担額 (6年回収)	-	-	181,944
負担回収月本数	-	-	5.00

保険から自費治療へ転換できる治療は？

処置・補綴治療（治療頻度はレプト1件につき1回以上）

自費率 10%を目標 = 保険患者数の 10%を自費移行

銀歯から白い歯治療

白い歯治療の採算面の検討

1. 自費治療に取組みやすい白いインレー、アンレーからスタートする
2. 患者さん1人につき平均1回の補綴治療があるので、レセプト件数の10%を白い歯治療に転換を目標とすると、月5本転換の場合には自費収入20万円。
3. 月5本の場合の粗利益は約13万円。保険治療の24本に相当。
4. 月5本の場合にcad/camを導入して場合には診療収入により設備費の支払ができる。

ドクター会計

令和 2 年分年末調整

今年も年末調整の準備を始める時期となりました。例年同様に用紙をお配りしますので、役員・従業員の皆様にご記入していただきますようお願いいたします。なお、令和 2 年より新たに「給与所得者の基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書」という書類が追加されました。複雑な名称となっていますが、書く項目は限られていますので、記入箇所についてご確認ください。

1.給与所得者の基礎控除申告書

昨年までと異なり、基礎控除を受けるために記入が必要となります。所得金額が 2,500 万円以下の場合に対象となるため、ほぼ全ての方に記入していただく必要があります。

2.給与所得者の配偶者控除申告書

昨年と変更ありませんが、配偶者の年収が 201.5 万円以下の場合、配偶者控除または配偶者特別控除を受けることができますので、該当する方はご記入ください。

3.所得金額調整控除申告書

年収 850 万円超で以下のいずれかに該当する場合には給与所得控除が増額されます。(最大 15 万円)

①本人が特別障害者に該当する場合、②特別障害者である同一生計配偶者を有する場合、③特別障害者である扶養親族を有する場合、④年齢 23 歳未満の扶養親族を有する場合 (扶養控除とは違い 16 歳未満でも対象となります。また、夫婦両方が適用することができます。)

医療承継

教育資金の一括贈与非課税制度

直系の祖父母、父母等から教育資金にあてるために金融機関との一定の契約に基づく贈与を受けた場合に、1500万円まで贈与税が非課税となる「教育資金の一括贈与非課税制度」は、2021年3月31日までがその特例の期限となっています。

2019年度の税制改正で制度の見直しが入っている部分もありますので、制度の概要を改めて以下でまとめさせていただきます。

<教育資金の贈与と課税>

子や孫等への教育資金に関しては、必要な都度必要な額までであればそもそも非課税の贈与となりますが、必要以上の金額での贈与は課税対象となってしまいます。そこで教育資金の一括贈与非課税制度を利用すると1500万円まで一括で非課税で贈与することができるため、相続税対策としても大きな効果が一度に得られます。

<教育資金贈与の方法>

教育資金の一括贈与非課税制度を利用するためには、必ず信託銀行等の金融機関に制度利用の申込と専用の教育資金口座の開設が必要です。その後、毎年学費関係の支払の領収書を金融機関に提出し精算していきます。

<2019年度の税制改正で制限>

2019年4月1日以降の教育資金贈与に関しては一部に相続税が課される制限が入っており注意が必要です。

①贈与を受ける子や孫の年齢が30歳未満で、合計所得金額（贈与を行う年の前年）が1000万円を超える場合には制度の対象外

②贈与者が亡くなった場合に、①受贈者が23歳未満②受贈者が学校などに在学③受贈者が教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している のいずれかに該当していない場合は、亡くなった時点での資金残高（使いきれていない額）については相続財産に加算されます。

<制度期限の延長について>

2021年3月31日までがその特例の期限となっていますが、制度期限の延長がなされる見込みとなっています。ただし、次の税制改正においてさらなる制度への制限が入る可能性が高いといわれています。

また、今冬場は新型コロナの状況が不透明ですので、ご検討およびお手続きは早めに行ってくださいことをお勧めします。